

教職課程履修要件内規について

1. 教職課程履修要件内規について

3 年次終了時に教職課程履修要件審査があるので、以下の要件を確認して下さい。また、誓約書に反する行動等があった場合や実習校から受け入れにふさわしくないと判断された場合も教育実習を履修することができなくなります。

《教職課程履修要件内規》

【経済学部 経済・経営学科】

経済学部で教職課程を履修している者は、以下の基準を満たせない場合、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」、「事前事後指導」および「教職実践演習（中・高）」を履修することができない。

(1) 3 年次終了までに、〈教科に関する科目〉から教免必修科目を含む 28 単位以上、〈教職に関する科目〉のうち教科教育法を含む 14 単位以上、ならびに「九州共立大学教職課程履修規程」別表キ（第 7 条関係）に定める全科目(免許法施行規則第 66 条の 6 に関する科目)の単位を修得済みであり、かつ、上記教職関連全科目を含む 3 年次終了までの GPA(成績評価値)2.0 以上であること。

経済学部は内規を変更しているので、注意してください。

(2) 3 年次後期に開講している「事前事後指導（教育方法論）」を受講していること。

(3) 学則第 39 条に抵触し懲戒処分を受けた者は、九州共立大学教職課程委員会および各学部の教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。

【スポーツ学部 スポーツ学科】

スポーツ学部で教職課程を履修している者は、以下の基準を満たせない場合、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」、「事前事後指導」および「教職実践演習（中・高）」を履修することができない。

(1) 体育実技科目は、3 年次終了までに 10 単位以上修得済みであること。

ただし、体育実技科目 10 単位の中には、「九州共立大学教職課程履修規程」別表オ(教科に関する科目)に定める教免必修科目の体育実技科目を全て修得していなければならない。

(2) 「教職論」「教育原論」「教育心理学」「教育制度論」「教育課程論」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」「道徳教育指導法（※中学校での実習を希望する者）」「教育方法論」「生徒・進路指導論」「教育相談」「現代国家と法（日本国憲法）」の単位全てを修得済みであること。

なお、保健体育科教育法については、Ⅰ～Ⅳを段階的に履修しなければならない。

(3) 3 年次後期に開講している「事前事後指導（保健体育科教育法Ⅳ）」を受講していること。

(4) 学則第 39 条に抵触し懲戒処分を受けた者は、九州共立大学教職課程委員会および各学部の教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。

2. その他

・GPA については、履修ガイドに計算方法が示されています。各自、確認の上、内規要件を満たすよう留意してください。